

令和元年度

地方独立行政法人広島市立病院機構の業務実績に係る評価結果

令和2年8月

広島市

地方独立行政法人広島市立病院機構 各事業年度における業務の実績に関する
評価について

1 評価方法

市長は、法人から提出された各事業年度における業務の実績を明らかにした報告書に記載されている小項目及び大項目に係る「項目別評価」並びに項目別評価を踏まえた報告事項全般に係る「全体評価」により評価を実施する。

2 項目別評価

(1) 法人による小項目に係る自己評価

市長は、次表のとおり、法人に5段階による自己評価を行わせるとともに、その結果及び評価理由並びに特筆すべき事項を記載した報告書を提出させる。

評価の記号	実施状況の説明
5	年度計画を大幅に上回って実施している。
4	年度計画を上回って実施している。
3	年度計画を順調に実施している。
2	年度計画を十分に実施できていない。
1	年度計画を大幅に下回っている。

(2) 市長による評価

ア 小項目評価

法人から提出された報告書により、事業年度における中期計画の実施状況を調査し、分析した上で、次表のとおり、小項目ごとに5段階により評定するとともに、その評定結果及び特筆すべき事項を評価結果報告書に記載する。

評価の記号	実施状況の説明
5	年度計画を大幅に上回って実施している。
4	年度計画を上回って実施している。
3	年度計画を順調に実施している。
2	年度計画を十分に実施できていない。
1	年度計画を大幅に下回っている。

イ 大項目評価

小項目評価結果に基づき、次表のとおり、大項目ごとに5段階により評定し、評価結果報告書に記載する。

評価の記号	実施状況の説明	評価の基準
5	中期計画の実現に向けて特筆すべき進捗状況にある。	特に市長が認める場合
4	中期計画の実現に向けて計画どおりに進んでいる。	すべての小項目評価が3~5の場合
3	中期計画の実現に向けて概ね計画どおりに進んでいる。	3~5の小項目評価の割合が概ね9割以上の場合
2	中期計画の実現のためにはやや遅れている。	3~5の小項目評価の割合が概ね9割未満の場合
1	中期計画の実現のために重要な改善すべき事項がある。	特に市長が認める場合

3 全体評価

(1) 評価方法

大項目ごとの評価点を、当該大項目の評価点の配分比率の割合に乘じて得た評価点の合計に基づき評定するとともに、その評定結果及び特筆すべき事項等を評価結果報告書に記載する。

(2) 大項目評価点の配分比率

大項目の評価点の配分比率の割合は、次表のとおりとする。

年度計画の区分	大項目	評価点の配分比率の割合	
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	1 市立病院として担うべき医療	32%	32%
	2 医療の質の向上	8%	
	3 患者の視点に立った医療の提供	8%	
	4 地域の医療機関等との連携	8%	
	5 市立病院間の連携の強化	4%	
	6 保健、医療、福祉、教育に係る行政分野への協力	4%	
第2 業務運営の改善及び効率化	1 業務運営体制の確立	4%	32%
	2 人材の確保、育成	8%	
	3 弾力的な予算の執行、組織の見直し	4%	
	4 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり	4%	
	5 外部評価等の活用	4%	
第3 財務内容の改善	経営の安定化の推進	8%	
第4 その他重要事項	安佐市民病院の交替と医療機能の拡充	4%	4%
評価点の合計		5点満点(100%)	

(3) 評定基準

全体評価の評定は5段階とし、その基準は次表のとおりとする。

評価の基準	評価の記号及びコメント	
4. 5 < X	S	法人の業務は、中期計画の達成に向けて順調に実施されている。
3. 5 < X ≤ 4. 5	A	法人の業務は、中期計画の達成に向けて順調に実施されている。
2. 5 < X ≤ 3. 5	B	法人の業務は、中期計画の達成に向けて概ね順調に実施されている。
1. 5 < X ≤ 2. 5	C	法人の業務は、中期計画の達成に向けて十分に実施されていない。
X ≤ 1. 5	D	法人の業務には、中期計画を達成するために重大な改善事項がある。

(注) Xは、全体評価における評価方法により導いた評価点(大項目評価点×配分比率の割合(%))の合計

地方独立行政法人広島市立病院機構 令和元年度業務実績に係る評価

全体評価

評価の記号

A：法人の業務は、中期計画の達成に向けて順調に実施されている。

評価コメント

第2期中期計画期間の2年目となる令和元年度の業務実績に係る評価を行うため、本市では、法人の業務実施状況や自己評価についてのヒアリングを実施するとともに、広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会から本市の評価に対する意見聴取を行った。

業務実績評価においては、中期計画に掲げる取組のうち、「市立病院として担うべき医療」を重視することとし、広島市民病院は、低侵襲手術等の拡充、安佐市民病院はがん診療機能の充実やへき地医療の支援、舟入市民病院は感染症医療の提供、リハビリテーション病院は自立訓練施設の利用促進などを有用な実績として評価した。

法人全体では、より良い地域医療を提供していくという観点から、地域の医療機関等との適切な役割分担と連携が図られていることや、広島市立北部医療センター安佐市民病院の実施設計が完了し、令和4年春の開設に向けて順調に進んでいることを評価した。

一方、財務面では、12月時点では黒字決算見込みであったものの、新型コロナウイルス感染症拡大による影響により最終的には赤字に至ったことから経常収支の安定的な黒字化に向けて、更なる効率的な病院運営に取り組む必要がある。

以上を総括し、本市が行った令和元年度の業務実績評価は、前述のとおり「中期計画の達成に向けて順調に実施されている。」との結論に至ったものであるが、引き続き、地方独立行政法人の特長を最大限に生かし、より一層質の高い医療を提供するとともに、患者サービスの向上を図り、市立病院に求められる役割を継続的かつ安定的に果たすことを期待する。

業務運営等に関する改善事項等について

業務運営等に関する個別・具体的な事項について、改善その他必要な措置を講ずることを命ずる点はない。

なお、市立病院に求められる役割を果たす上で考慮すべきものとして、次の意見を申し添える。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の終息には時間がかかることが予想されるため、各病院が担う役割を適切に果たすことができるよう、引き続き院内感染対策に取り組むこと。
- ・ 令和4年春の開設を予定している広島市立北部医療センター安佐市民病院については、県北西部地域医療連携センターの運営を開始するなど、関係する医療機関とのネットワーク化に取り組みながら、県北西部地域等の拠点病院としての役割が果たせるような医療提供体制の構築を目指すべきであること。
- ・ 舟入市民病院の病床の有効活用については、広島市民病院をはじめとする他の医療機関からの更なる受入の推進を図るなどの対応が重要であること。
- ・ 医師等の職員の適正な定数管理を徹底するなど、経常収支の黒字化に向けた取組を行うことにより、更に質の高い医療を継続的、安定的に提供し、市民に信頼される市立病院となるよう努めること。

全体評価（評点）

年度計画の区分	大項目	評価点の配分比率 a	大項目評価点 b	評価の基準 a × b	評価の記号 (全体評価)
第1 市民に対して提供するサービスその他の、業務の質の向上	1 市立病院として担うべき医療	32%	3	0.96	A
	2 医療の質の向上	8%	4	0.32	
	3 患者の視点に立った医療の提供	8%	4	0.32	
	4 地域の医療機関等との連携	8%	4	0.32	
	5 市立病院間の連携の強化	4%	4	0.16	
	6 保健、医療、福祉、教育に係る行政分野への協力	4%	4	0.16	
第2 業務運営の改善及び効率化	1 業務運営体制の確立	4%	4	0.16	A
	2 人材の確保、育成	8%	4	0.32	
	3 弾力的な予算の執行、組織の見直し	4%	4	0.16	
	4 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり	4%	4	0.16	
	5 外部評価等の活用	4%	4	0.16	
第3 財務内容の改善	経営の安定化の推進	8%	2	0.16	
第4 その他重要事項	安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充	4%	4	0.16	
評価点の合計		(100%)		3.52	

※ 全体評価の評定は5段階とし、その基準は次表のとおりである。

評価の基準	評価の記号及びコメント	
4. $5 < X \leq 4.5$	S	法人の業務は、中期計画の達成に向けて極めて順調に実施されている。
3. $5 < X \leq 4.5$	A	法人の業務は、中期計画の達成に向けて順調に実施されている。
2. $5 < X \leq 3.5$	B	法人の業務は、中期計画の達成に向けて概ね順調に実施されている。
1. $5 < X \leq 2.5$	C	法人の業務は、中期計画の達成に向けて十分に実施されていない。
X ≤ 1.5	D	法人の業務には、中期計画を達成するために重大な改善事項がある。

(注) Xは、全体評価における評価方法により導いた評価点（大項目評価点×配分比率の割合（%））の合計

項目別評価(総括表)

大項目	小項目	評価の記号
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 市立病院として担うべき医療		3
(1) 広島市民病院	ア 救急医療の提供	3
	イ がん診療機能の充実	3
	ウ 周産期医療の提供	3
	エ 災害医療の提供	3
	オ 低侵襲手術等の拡充	3
	カ 中央棟設備の老朽化等への対応	3
(2) 安佐市民病院	ア 救急医療の提供	3
	イ がん診療機能の充実	4
	ウ 災害医療の提供	3
	エ へき地医療の支援	4
	オ 低侵襲手術の拡充等	3
	カ 新病院での新たな取組の検討	3
(3) 岸入市民病院	キ その他	3
	ア 小児救急医療の提供	3
	イ 小児専門医療の充実	3
	ウ 感染症医療の提供	4
	エ 病院機能の有効活用	2
	オ 障害児(者) 診療相談機能の充実	3
(4) リハビリテーション病院・自立訓練施設	カ 人間ドックの充実	2
	ア 総合的リハビリテーションサービスの提供	3
	イ 回復期リハビリテーション医療の充実	3
	ウ 自立訓練施設の利用促進	4
	エ 相談機能の充実と地域リハビリテーションの推進	3
	オ 災害時の市立病院間のバックアップ機能の強化	3

大項目	小項目	評価の記号	
2 医療の質の向上		4	
(1) 医療需要の変化、医療の高度化への対応	ア 医療スタッフの知識の習得や技術の向上	3	
	イ 資格取得の促進	3	
	ウ 診療体制の充実	3	
	エ 医療機器の整備・更新	3	
	(2) チーム医療の推進	3	
	(3) 医療の安全確保の強化	4	
(4) 医療に関する調査・研究の実施	(5) 災害医療体制の充実	3	
		3	
3 患者の視点に立った医療の提供		4	
(1) 病院情報・医療情報の発信	(2) 法令・行動規範の遵守	3	
	(3) 安心で最適な医療の提供	ア 相談機能の強化	3
		イ インフォームド・コンセントの徹底	3
		ウ セカンドオピニオンの実施	3
		エ クリニカルパスの活用拡大	3
	(4) 患者サービスの向上	3	
4 地域の医療機関等との連携		4	
(1) 地域の医療機関との役割分担と連携	ア 病院の役割分担に基づく紹介、逆紹介の促進等	4	
	イ 地域連携クリニカルパスの運用拡大	3	
	(2) 地域の医療機関への支援	ア 高度医療機器の共同利用	3
		イ 安佐市民病院の北館に整備する病院への支援	3
		ウ 安佐市民病院における地域完結型医療の提供に向けた取組	3
	(3) 保健機関、福祉機関との連携	ア 保健機関、福祉機関との連携	3
		イ 地域包括ケアシステムの構築に向けた的確な対応	3
5 市立病院間の連携の強化		4	
(1) 一つの病院群としての病院運営の推進	(2) 広島市立病院機構医療情報システムの運用	3	
		3	
6 保健、医療、福祉、教育に係る行政分野への協力		4	
保健、医療、福祉、教育に係る行政分野への協力		3	

大項目	小項目	評価の記号
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 業務運営体制の確立		4
(1) 迅速かつ的確な組織運営		3
(2) 業務改善に取り組む風土づくり		3
2 人材の確保、育成		4
	ア 診療体制の充実	3
	イ 多様な採用方法と雇用形態の活用	3
	ウ 医師確保の推進	3
	エ 看護師確保の推進	3
	オ 看護師等の安定的な職場定着の推進	3
	カ 病院間の人事交流の推進	3
(1) 病院を取り巻く環境変化に迅速、柔軟に対応した人材の確保		3
(2) 事務職員の専門性の向上		3
	ア 多様な研修機会の提供と参加しやすい環境づくり	3
(3) 研修の充実	イ 新規採用看護師等に対する指導・研修の充実	3
3 弾力的な予算の執行、組織の見直し		4
	弾力的な予算の執行、組織の見直し	3
4 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり		4
(1) 病院の実態に即した人事・給与制度の構築		3
(2) 適切な役割分担と業務の負担軽減		3
(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	ア 子育てと仕事との両立の支援 イ 長時間労働の是正	3
(4) メンタルヘルス対策の実施		3
5 外部評価等の活用		4
	外部評価等の活用	3
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置		
経営の安定化の推進		2
(1) 中期目標期間中の経常収支の黒字化		2
(2) 診療科別・部門別の収支状況の把握と迅速な対応		3
(3) 経費の削減		3
(4) 収入の確保		3

大項目	小項目	評価の記号
第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置		
安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充		4
	安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充	3